

事業概要およびこれまでの経緯 (近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物処分場建設事業)

1 事業概要

- (1) 事業者の名称等 甲賀市土山町南土山乙 402 番地
近江バラス株式会社 代表取締役 松下 満康
- (2) 対象事業の内容
- ・名称：近江バラス株式会社安定型産業廃棄物処分場建設事業
 - ・種類：廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場）の設置
 - ・規模：埋立面積：約 12ha、埋立容量：約 230 万 m³
- (3) 事業実施想定区域 甲賀市

2 手続きの経緯

- (1) 配慮書に係る手続き
- ・配慮書の送付 令和 6 年 9 月 2 日
 - ・配慮書の公告縦覧 令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 2 日まで
 - ・住民意見の受付 令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 16 日まで
 - ・審査会（第 1 回） 令和 6 年 9 月 9 日

知事意見の提出期限は、住民意見の写しが本県に送付されてから 90 日以内

- (2) 配慮書の縦覧場所
- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
 - ・滋賀県甲賀環境事務所（甲賀市水口町水口 6200 番地）
 - ・甲賀市役所生活環境課（甲賀市水口町水口 6053 番地）
 - ・甲賀市土山地域市民センター（甲賀市土山町北土山 1715 番地）
 - ・近江バラス株式会社（甲賀市土山町南土山乙 402 番地）
 - ・事業者（近江バラス株式会社）のホームページ（<https://ohmi-ballast.jp/>）

【手続きの流れ】

滋賀県環境影響評価条例の手続きの流れ (H26.4～)

